

職場長・評議員のみなさんへ：職場回覧、または増刷りして組合員に配布して下さい。

発行
長野県旭町 1098
長野県教職員組合
HPにもアップしてあります。



部活手当等特勤手当交渉 FAX 速報
新聞「長野県教組」号外 No.121
2018. 1. 25 (木)

部活動手当等特殊業務手当 20%増 県教委「学校ごとに部活動年間計画策定を」

1月24日(水)、県教組は県庁にて「教員特殊業務手当(部活動指導業務手当等)の見直し」に関する交渉を行いました。県教組からは本部執行委員、県教委からは三輪義務教育課長、風間企画幹、北村教育幹、白倉教職員係長などが出席しました。

組合側からは、組合員アンケートから「部活動の負担が大きい。手当を増額してほしい」との声が増大しているもとの、文部科学省から通知が出され「部活動運営の適正化に向けた取組を進めつつ」としながらも手当引き上げが提案されていることを指摘しました。また文科省がいうように、現場に対して適正化を求めるのであれば、本県の「スポーツ活動指針」の方向に沿い、現場教職員の合意の上ですすめるようにすることなどを主張しました。

これに対して県教委から、部活動運営の適正化に関わっては、手当の支払い回数を県教委から一方的に制限をかけるものではないとしながらも、「働き方改革」を意識しながら「スポーツ活動指針」の趣旨に則って計画的な活動を進めてほしいこと、事務職員の負担増とならないよう、学校長や教頭が管理できる体制を、主幹主事訪問等でも指導していきたいことなどが示されました。また、北信越大会や全中などの上位大会の予算については別枠で考えていることも確認されました。

こうしたやりとりを経て、最終的に次の回答が示され、交渉は妥結しました。

部活動指導業務、修学旅行等引率指導業務、対外運動競技等引率指導業務に係る教員特殊業務手当を増額するよう検討する。(平成30年4月1日適用)

交渉終了にあたり義務教育課長より「業務改善はもちろん、部活動についても学校ごと個別に年間計画を立てていくとともに、県教委としても急激な変更を求めるのではなく、一定の方向性の中で保護者・県民の理解を得るための発信をしていく」とのあいさつがありました。

《教員特殊業務手当改定案として義務教育課から示されたもの》

手当名	現行	改定案	引上率	適用	1980年代の手当額
部活動指導業務手当	3,000円	3,600円	20%	平成30年 4月1日	500円 泊1,000円
修学旅行等引率指導業務手当	4,250円	5,100円			1,400円
対外運動競技等引率指導業務手当	4,250円	5,100円			1,200円

組合があってこそその手当増額です。未組合員にも伝え、組合加入を勧めましょう!